

投票所における 新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、感染症拡大予防対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。

期日前投票所でも当日と同様に対策を行います。

皆さんもご自身の予防対策をしたうえで、投票をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う感染症対策

▽投票所にアルコール消毒



②鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入することができません。なお、ボールペンはインクがにじむ可能性があるため推奨しませんが、拒否するものではありません。

③周りの方とできるだけ距離を保つようお願いします。

▽記載台等の定期的な消毒をします。

▽使い捨ての鉛筆を用意します。

有権者の皆さんに
お願いする感染症対策

①せきエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。

毒液を設置します。
▽投票管理者・立会人
投票所の職員はマスクを着用します。
▽投票所の定期的な換気をします。

問合わせ 選挙管理委員会事務局

令和2年 春の叙勲

●叙勲
春の叙勲の発表があり、市内では8人の方が受章されました。おめでとうございます。一敬称略

※年齢は4月29日現在

旭日小 綾章

盛和 (72歳)

産業振興功労・元青梅商工会議所会頭

瑞宝単光章

高橋イシ子 (73歳)

看護業務功労・元特別養護老人ホーム「聖明園寿荘」統括看護師長

瑞宝双光章

菊池正二 (72歳)

警察功労・元警視庁警部

水村孝好 (72歳)

警察功労・元警視庁警部

瑞宝単光章

藤巻光男 (72歳)

警察功労・元警視庁警部

村松正文 (72歳)

警察功労・元警視庁警部

山内直美 (72歳)

警察功労・元警視庁警部

滝澤俊夫 (68歳)

消防功労・元東京消防庁消防司令



給付金交付を装った詐欺に注意!

特別定額給付金10万円の手続きを装った不審な電話が増えています。「市役所の者ですが、給付金の関係で本日職員が書類をお持ちします」、「本日中に手続きをすれば給付金が出ます。今からATMへ行ってください」と言って、詐欺グループがキャッシュカードをだまし取ったり、ATMに誘導し、お金の振り込みを行わせたりするなど、詐欺行為をしています。

問い合わせ

- ▷不審な電話やメール等を受けた際は…青梅警察署防犯係 ☎ 22-0110 内線 2612
- ▷給付金に関する問い合わせ…市福祉総務課
- ▷詐欺に関する相談…市市民安全課市民安全係

重要!

ATMで申請手続はできません

重要!

給付金の電話は一旦切って青梅市へかけ直す

重要!

申請書の電話番号欄は携帯電話番号を推奨

重要!

申請書の郵送先が青梅市役所以外は詐欺

令和2年 東京都暴走族追放強化期間

暴走族追放強化期間は、市民の生活環境に大きな影響を及ぼす暴走族による各種不法事案を未然に防止し、併せて、二輪車等による交通事故防止および青少年の健全育成を図るため、東京都、区市町村および関係機関・団体と緊密な連携を取りながら、暴走族を許さない環境づくりと暴走族に対する総合的な対策を地

域ぐるみで推進することを目的としています。皆さんのご協力をお願いします。

期間 6月30日(火)まで

推進重点 暴走族追放に向けた気運の醸成と環境づくり▽暴走族および車両の不法改造業者に対する指導・取締りの強化▽暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱・立ち直り支援対策▽暴

新型コロナウイルス感染症に関連した 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症が拡大しているなか、感染した方やご家族治療に当たった医療機関や保育施設等に就事している方やそのご家族、外国人に対する偏見や誹謗中傷、根拠のない書き込みがソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等で広がっています。

現在、誰もが感染者濃厚接触者になりえる状況です。感染拡大に立ち向かうべきときに、誤解をまねく言動や人権を無視した行動があることは非常に残念なことです。ご自分やご家族がその立場になったときにどのような気持ちになるか考え

てみてください。不確かな情報に惑わされて人権侵害になることがないよう、公的機関の提供する正確な情報を入力し、冷静な行動をお願いします。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

法務省人権侵害に関する相談窓口

▽さまざまな人権問題：みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎ 0570-09091

003-110(月～金曜日・午前8時30分～午後

5時15分)

▽いじめ・虐待など子どもの人権問題：子どもの人権110番 ☎ 0120-07-110(月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分)

▽家庭内暴力など女性の人権問題：女性の権利ホットライン ☎ 0570-07-810(月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分)

▽外国人のための人権問題：外国語人権相談ダイヤル (Foreign Language Human Rights Hotline) ☎ 0570-09091

1(月～金曜日・午前9時～午後5時)

※祝日・休日を除く

問合わせ 市民安全課 市民相談係

市道幹32号線の供用を開始します

幹32号線の下図の区間において通行が可能となる予定です。

なお、北側交差点付近は既存道路に合わせ幅員を調整するとともに、大型車両については通行規制を行っています。通行の際は十分に注意してください。

問合わせ 土木課



市道幹32号線 供用開始区間